

## 令和5年第10回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年9月5日(火) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時40分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 16名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐—潔 (欠席)
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元—恒夫 (欠席)	8	岩重—隆弘 (欠席)	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

3番 己斐 潔 7番 浅元 恒夫 8番 岩重 隆弘

6. 議事録署名者

6番 上垣内 保之 9番 下谷 邦代

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
主 事	西村 昌敏	主任技師	小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (6) 青年等就農計画（変更）の認定に係る意見聴取について
- (7) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和6年度広島市農政に関する意見書（案）について
- (2) 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に係る意見聴取について

・その他

- (1) 広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
- (2) 農地法第18条の規定による許可処分に対する審査請求について
- (3) 令和5年度第3回地区協議会の日程等について
- (4) 令和5年9月の現地調査日程について
- (5) 農業委員会の概要（令和5年）について
- (6) 農地法第3条許可申請及び3条の3の届出書への国籍記載について
- (7) みどりの募金について

## 議 事

### 議 長（福島会長）

それでは、令和5年第10回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐北区高陽地区の丸岡推進委員です。よろしくお願いいたします。

本日の欠席は、3番、己斐委員、7番、浅元委員、8番、岩重委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。6番、上垣内委員、9番、下谷委員、お願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、12件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請12件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、親の名義の農地を耕作していた譲受人が、遺言によって取得した兄弟から購入するもので、残りの持分についても取得の予定があります。許可後の耕作面積は持分3分の1相当の217㎡となります。

2番、3番は、道を新設した際に左右に残った残地を農地交換することで耕作の利便性を向上させるものです。

4番は、申請地を取得し、新規に就農するものです。ウメ、イチジク、ビワを作付けする旨の営農計画書が添付されています。

5番から11番は経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

12番は、相続で取得した譲渡人が、申請地付近に住む親族である譲受人へ貸し付ける案件です。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で説明を終わります。

### 議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番、鍛冶山委員。

### 鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る8月16日、山本委員、事務局職員2名とで現地を確認しました。譲受人は、以前より耕作されており、現地を見ましたが、しっかり耕作されているので問題ありません。

## 議 長

2番、3番、溝口委員。

## 溝口委員

5番の溝口です。2番、3番は、農地の交換ということで、8月16日に福島委員、事務局職員で現地確認しました。問題ないと思います。

## 議 長

4番、上垣内委員。

## 上垣内委員

6番の上垣内です。8月18日に事務局の方と一緒に同行予定でしたが、都合が悪く、私はできませんでした。後日、8月31日に現地を確認しました。ウメとイチジク、ビワ等の栽培計画があるということで、問題ないと判断します。

## 議 長

5番、6番、担当の己斐委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

事務局から説明します。己斐委員の意見を代読します。

3番、己斐です。5番、6番は令和5年8月17日に、岩重委員、事務局職員2名で現地調査を行いました。

5番は、〇〇番地は休耕中、△△番地は防草シートが張っており、現況は耕作が難しいため、耕作可能な状態に復元するよう申し入れ、改めて8月29日に事務局職員とで現地確認し、防草シートが除去されており、耕作できると判断しました。岩重委員には後日現地確認していただきました。

6番は、譲渡人が相続で取得したが、今後耕作の予定がないため、譲受人に無償で譲り渡す案件です。譲受人は以前から申請地に水稻を作付けしており、田植え機、トラクター、運搬車等を借り受ける予定です。〇〇番地は、通年野菜の栽培を行う予定で、適正に管理されており問題はありません。

## 議 長

7番から9番、佐藤委員。

## 佐藤委員

10番、佐藤です。8月17日に、下谷委員と事務局2名で現地確認しました。3件とも、譲受人が近隣の農地を取得して経営規模拡大ということで問題ありません。

## 議 長

10番、11番、谷口委員。

## 谷口委員

13番、谷口です。8月17日に、船木委員、事務局職員とで現地を確認しました。

10番については、譲渡人が遠方からの通いで耕作となるため、今後の耕作は難しいということです。現地はきれいに管理されておりました。

11番については、譲渡人は高齢であり後継者も遠方におられるため、耕作が難しいということで、譲受人に所有権を移転するもので、いずれも現地はきれいに管理されており問題はありません。

## 議 長

12番、山縣委員。

## 山縣委員

16番、山縣です。12番について説明します。この件については、8月17日に、私と河野委員、事務局職員2名で現地調査しました。申請地は水稲を植えており、農地として管理されております。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、遠隔地に住んでいるため耕作が困難であり、親戚にあたる譲受人が経営規模拡大し、耕作するものです。使用貸借権を設定し、1年毎に更新とのこと。周辺農地への問題もないと思われ、許可相当と認めます。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、12件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について3件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、農地改良を目的とした一時転用事案です。埋め土により、農地の利便性を向上させ、工事完了後は畑として作付けを行うものです。一時転用期間は令和5年9月16日から令和5年9月30日となっています。

2番は、雑種地への転用事案で、申請地を申請人の夫が代表を務める法人が駐車場及び資機材置場として利用しようとするものです。この案件は宅地造成等規制法の許可を要しますが、令和5年8月21日に許可されたことを宅地開発指導課に確認しています。

3番は、雑種地への転用事案で、申請地を貸駐車場・資材置場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

## 議長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番担当の己斐委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

己斐委員の意見を代読します。

3番、己斐です。1番は令和5年8月17日に、事務局職員2名とで現地調査を行いました。以前3条許可により農地を取得されましたが、非常に水はけが悪く、田として利用するには困難なことから、この度一時転用し、地上げを行い、畑として利用する案件です。異議はありません。

## 議長

2番、沼田委員。

## 沼田委員

12番、沼田です。2番の案件につきまして、8月17日に事務局職員と現地を調査しました。近隣に農地はなく、問題はないと思います。

## 議長

3番、奥田委員。

## 奥田委員

18番、奥田です。8月18日に、事務局の方2名と現地を確認しました。高齢化により、果樹園を資材置場並びに駐車場にしたいということで、近隣への影響もなく問題はないと思います。

## 議長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議長

異議がないので、3件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について7件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の7件について、説明いたします。議案の6ページ、7ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、自家用駐車場として利用しようとするものです。

2番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

3番は、雑種地への転用事案で、申請地に地役権を設定し、令和4年9月21日付けで農地法第5条許可を受けた、隣接する太陽光発電設備予定地への太陽光発電設備の設置及び設置後の保守点検用通路として利用しようとするものです。

4番は、雑種地への転用事案で、運送業を営む譲受人が、申請地を借り受け、駐車場及び資材置場として利用するものです。

5番は、雑種地への転用事案で、資材置場への転用目的で本年5月12日付けで農地法第5条の許可を受けた土地の所有者が、所有権移転登記前に亡くなったため、受遺者を譲渡人として再申請されたものです。

6番は、雑種地への転用事案で、墓石碑等の製造・販売設置を主な事業とする譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用しようとするものです。

7番は、雑種地への転用事案で、建設業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。また、1番、3番、6番及び7番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年8月31日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

4番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。1番担当の浅元委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

浅元委員の意見を代読します。

7番の浅元です。1番は、農振除外の案件で3月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。駐車場に転用しようとするもので、譲渡人は遠方に居住し、耕作困難な状況にあり、譲受人は自宅の隣接地を駐車場として利用しようとするものです。当該申請地は、周辺農地への影響もないことから、特に問題はありませ

## 議 長

す。2番担当の己斐委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

己斐委員の意見を代読します。

3番、己斐です。2番は令和5年8月17日に、事務局職員2名とで現地調査を行いました。譲受人が譲渡人から農地を取得し、太陽光発電設備を設置する案件です。現在は休耕中でした。設置することによる作付けへの影響はありません。周囲は住宅が建っていますが、図面を確認するとパネルの反射角度等問題ないと思われま

## 議 長

3番、谷口委員。

### 谷口委員

13番、谷口です。3番の案件につきまして、3月17日に、事務局職員2名と現地を確認しております。この案件は、昨年9月に隣接する農地が太陽光発電設備を設置する許可を受けていますが、予定していた通路が狭くて、一部段差があるため通れないということで、改めて太陽光発電設備を設置する道路に隣接する土地に地役権を設定して機材の搬入及び保守点検等に使用するものです。なお、この地役権ですが、期間を設定して地権者が途中で変わっても、そのまま継続して利用できるというものだそうです。地役権を設定する農地は、現在休耕中で、地主も耕作する意思がないことから、特に問題はないと思います。

## 議 長

4番から6番、船木委員。

### 船木委員

14番、船木です。4番について、8月17日に、事務局職員と現地調査をしました。もう既に駐車場として利用されておりますが、始末書も提出されており、問題はありません。

5番について、令和5年5月12日付けで許可を受けた譲渡人の〇〇さんが、所有権移転前に死亡したため、遺贈を受けた譲渡人が再度許可申請したもので、問題はありません。

6番について、農振除外案件で、令和5年3月17日に事務局職員2名と現地調査を行ったものです。譲受人の法人が業務拡大するもので、問題はありません。

## 議 長

7番、吉田委員。

### 吉田委員

17番、吉田です。7番の案件は、本年5月9日の総会第6回において農振農用地区域除外土地利用変更申請の審議で、異論なしとしております。

本日の5条申請も、被害防除措置計画書において、現状のまま利用し、土地の造成・整地はしないと記してあり、その条件確約のもと、異議なしです。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、7件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について2件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請2件について説明します。それでは、議案の8ページをご覧ください。

1番は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、平成28年12月6日から法人Aが現場事務所及び資材置場用地として一時転用を開始し、法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し資材及び残土・表土の仮置場用地として一時転用していますが、追加工事に伴い、前回の終期である令和5年11月15日から令和6年4月15日まで延長する事業計画変更承認を受けようとするものです。

2番は、1番と同様に安芸バイパス建設工事に係る案件で、法人Cが一時転用許可を受け賃借していた資材置場用地を、法人F、法人Eが承継し、引き続き法人Gがバイパス下部工事の資材置場用地として一時転用期間を令和6年3月31日までとする事業計画変更承認を受けようとするものです。以上で議案第4号の説明を終わります。

## 議 長

議案第4号について、担当委員の意見を伺います。1番、2番、山縣委員。

## 山縣委員

16番、山縣です。1番及び2番について説明します。この2件は8月16日に、私と事務局職員2名で現地調査しました。

1番は安芸バイパス建設工事のため、当初法人Aが一時転用許可を受け賃借していた現場事務所及び資材置場用地を、法人B及び法人C、法人D、法人Eが承継し、資材置場、残土・表土の仮置場として、追加工事に伴い、前回の終期である令和5年11月15日から、令和6年4月15日まで延長するものです。周辺に支障はなく、許可相当と認めます。

続いて2番の説明をします。安芸バイパス工事のため、法人Cが一時転用許

可を受け賃借していた資材置場用地を、法人F、法人Eが承継し、さらに法人Gが引き続き同用途で一時転用するものです。終期は令和6年3月31日です。周辺に影響はないものと思われるため、許可相当と認めます。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、2件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の9ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第5号の説明を終わります。

## 議 長

担当委員の意見は私です。8月16日に事務局2名と現地の調査を行いました。これは、水稻と一部野菜、果樹が作付けされており、適正に管理されてきました。問題はないと思います。

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第6号、青年等就農計画(変更)の認定に係る意見聴取について、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局(山崎主事)

議案第6号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、説明いたします。

令和5年8月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の変更の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。今回、変更の認定申請のありました当初の計画については、令和3年5月7日の総会に青年等就農計画の認定について上程し、市長に意見なしと回答しましたが、JA営農支援資金を活用するため、変更の認定申請があったものです。

それでは、議案の10ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、11ページから28ページをご覧ください。

1番の申請者は、野菜委託販売業務で経験した売上データを元に収益性のある野菜を栽培します。また、新たにハウス15a及び暖房設備を導入し、生産性の向上と作業の効率化を図るとともに、栽培技術の向上に努め、高品質の野菜を販売し、地産地消で地元根付いた農家を目指します。これらにより安定した農業経営を行うことにより、年間の労働時間2,000時間、農業所得286万9千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。以上で議案第6号の説明を終わります。

## 議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員のご意見をお伺いします。1番、丸岡推進委員。

## 丸岡推進委員

安佐北区高陽地区を担当しております推進委員の丸岡です。本日はよろしくお願いたします。

議案第6号の申請者について報告します。8月28日に下谷農業委員とともに申請人を訪問し、お話を伺いました。申請人は2年間の研修を経て令和2年4月に個人事業主として就農しました。出荷先は、〇〇と〇〇への委託業務販売です。まず現状を申し上げますと、5aのビニールハウスでキュウリ、10aのビニールハウスでトマト、5aの露地でオクラ、その他タマネギ、トウモロコシを出荷しています。3年目の昨年の総売り上げは〇〇円。今年計画どおりに推移すれば〇〇円になるとのことです。新しい取り組み、目標としては、トマト栽培用の5aのビニールハウス、暖房設備を導入してトマトを通年出荷する。キュウリの作業マニュアルを作成し、栽培管理の効率化を図る。来年農業高校から男性職員を採用する計画とのことです。令和3年に就農資金の融資を受けて、返済の契約期間は5年後からになっていましたが、融資1年後から返済を開始し、堅実な性格がうかがえます。生産、売り上げともに順調に推移しており、特に問題は感じられません。よって、変更については、問題なしと判断しました。

### 議 長

丸岡推進委員からご意見をいただきました。下谷委員からも意見があればお願いします。

### 下谷委員

丸岡さんと一緒に色々とお話を聞かせていただきました。今の丸岡推進委員さんの報告のとおりで問題はないと思います。

### 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

### 議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

### 議 長

異議がないので、1件を、意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、212件を上程します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。議案の29ページをご覧ください。今回、1番及び2番で上程している合計212筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、笹、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第7号の説明を終わります。

## 議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、2番担当の浅元委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

浅元委員の意見を代読します。

7番の浅元です。1番、2番については、石井推進委員、野稻推進委員とそれぞれ現地調査し、その結果、山林、原野であったことを報告します。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

## 議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

（委員：異議なし）

## 議 長

異議がないので、212件について非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、82件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、38ページから40ページの16件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、41ページから45ページの29件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、46ページの4件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、47ページから48ページの20件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回の専決処理、49ページの3件及び報告第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、50ページから51ページの10件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

## 議 長

報告第1号から第6号について、何か質問がございますか。

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の農政に係る審議事項の議題に入ります。はじめに、議案第8号、令和6年度広島市農政に関する意見書案について事務局に説明をお願いします。

## 事務局（小林主任技師）

令和6年度広島市農政に関する意見書について説明します。総会、意見書検討班、地区協議会において、意見事項については、ご承認をいただきました。意見書検討班での協議等を踏まえて、意見事項の主旨は変わっておりませんが、前文を加えて、意見書の形式に整えて提案させていただくものです。

それでは、別紙をご覧ください。前文では、本市の課題から始まり、地域計画、そして意見事項について、順にまとめています。

次に意見事項です。1番目の意見事項は、持続可能な農業の推進についてです。最新の農業技術の導入に向けた支援を行うことを掲げています。内容は、「近年、ロボット、AI、IoTなどの先端技術を取り入れたスマート農業は、作業の省力化、生産性の向上、データの活用、環境負荷の低減等につながり、農業経営の効率化等に寄与

することが期待されている。また、最新の植物生理に基づく栽培技術は、農産物の高収量化や品質向上のほか、化学肥料・化学農薬の使用量の低減につながることを期待されている。本市において、それらの農業技術を導入することは、経営改善の一助となり、農業振興上、非常に有益であると考えられる。加えて、農業生産に由来する環境負荷の低減にもつながるものであり、SDGsの観点からも大いに期待される。しかしながら、特にスマート農業については、導入コストなどの課題があることから、本市の各地域の実情に合った導入に向けた支援を進める必要がある。」としています。

2番目の意見事項が、有害鳥獣対策の強化についてです。深刻化する鳥獣被害の軽減のため、有害鳥獣対策の強化を図ることを掲げています。内容は、「市は、防除、駆除、環境整備の3手法で有害鳥獣対策に取り組んでいるが、依然として、農作物被害金額は高止まりで推移している。有害鳥獣被害は、農業者の営農継続の意欲を減退させ、耕作放棄につながるケースが多い。そこで、昨年度から駆除従事者の負担を軽減するために実施している有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業について、今後、早期に全市で本格的に実施するほか、防護柵の設置に対する一層の支援を行うなど、有害鳥獣対策を強化していく必要がある。」としています。

また、意見書の前文、意見事項の説明文については、主旨等は変更せず、字句や表現などの誤りがないか確認を続け、多少の修正をすることもありますので、ご了承ください。以上で令和6年度広島市農政に関する意見書についての説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

それでは、令和6年度広島市農政に関する意見書の案については、この内容としてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

それでは、この意見書を農業委員会法第38条の規定に基づく意見とし、市長へ提出することにします。市長への意見書提出の日程等について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局（小林主任技師）

令和6年度広島市農政に関する意見書提出・要請の日程等について説明します。引き続き、先ほどの別紙2枚目をご覧ください。

まず、市長への意見書提出ですが、令和5年10月31日火曜日で、時間は10時から10時30分。場所は例年どおり、本庁舎10階市長公室です。農業委員会の出

席者ですが、会長、会長職務代理者、各地区協議会の代表者です。各地区協議会からの出席者については後ほど説明いたします。

次に議長への要請ですが、同じく令和5年10月31日火曜日、時間は11時から11時30分です。場所は議事堂3階の議会公室です。農業委員会の出席者ですが、市長への意見書の提出と同じメンバーです。

次に、各地区協議会からの出席者について説明します。地区協議会からの出席者は、昨年まで協議会長と副協議会長が交互に出席されています。今年も同様に協議会長と副協議会長が交互に出席していただき、来年の出席者については、各地区協議会で協議していただくということで、いかがでしょうか。

今年は、旧市地区は平川副協議会長、安佐南区は溝口協議会長、白木・高陽地区は世羅副協議会長、可部・安佐地区は沼田協議会長、安芸区は植野副協議会長、佐伯区は児玉協議会長にお願いしたいと思います。

また、当日のスケジュール等については、市及び議会サイドと調整のうえ、決まり次第、出席者の方にお伝えしたいと思います。

## 議 長

質問等ございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

それでは、広島市農政に関する意見書提出につきまして、出席される方はよろしくお願いたします。

続きまして、議案第9号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取について事務局に説明をお願いします。

## 事務局（小林主任技師）

議案第9号農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取について説明します。配付資料の資料1、1ページをご覧ください。

令和5年8月3日付けで広島市長から、農業経営基盤強化促進法施行規則第6条で準用する同法施行規則第2条の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について意見聴取の依頼がありました。

基本構想の変更の理由は、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等が一部改正されたことに伴うものです。変更の概要は、議案に記載してあるとおりです。

変更案については、3ページ以降をご覧ください。以上で議案第9号の説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

## 吉田委員

1点お願いしたいのですが、前回いただいた原稿案ですが、今回の3ページ、4ページになりますかね。第1基本的な事項で1番が位置付け、2番が定義で表になっていますが、一番上が法、二番目が旧法とありますが、旧法は定義の中に入れるのでしょうか。旧法も入れるということで、新法は当然必要ですが、旧法も必要なのでしょうか。

## 事務局（小林主任技師）

この旧法という記載については、この基本構想の後の文面で記載があり、必要であるということで、定義にも挙げられていると解釈しています。この旧法が果たして必要かどうかについて、関係機関と調整させてもらって、変更があればまたお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

## 議 長

それでよろしいでしょうか。では、次回、事務局で確認していただいて、報告をお願いします。

それでは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更案については、意見なしと、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

## 議 長

異議がないので、意見なしと市長に回答することに決定します。

以上で、農政に係る審議事項を終了します。

続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。

議案第10号、広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（平木主幹）

議案第10号、広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について説明します。令和5年6月5日第7回総会において、〇〇推進委員の辞任について同意することが承認され、その後、7月14日から8月14日の1か月間、欠員募集を行いました。

それでは、お手元に別紙でお配りしています議案第10号の1ページをご覧ください。候補者の詳細については、2ページの候補者一覧をご覧ください。農地利用最適化推進委員の申込状況について、欠員募集人数1人に対し、3人の申込がありました。

8月30日に選考委員会による面接を実施し、農地利用最適化推進委員の候補者として〇〇氏を選考したものです。

なお、この議案は個人情報が含まれていますので、総会終了後に回収させていただきます。以上で、議案第10号の説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、その他、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですので、〇〇氏に農地利用最適化推進委員を委嘱することを承認してよいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、そのように決定いたします。

続きまして、農地法第18条の規定による許可処分に対する審査請求について事務局から報告をお願いします。

## 事務局（西村主事）

「審査請求書の送付及び弁明書の提出について」という別冊をお送りしていたところですが、今回は内容をまとめました。本日配付した「農地法第18条の規定による許可処分に対する審査請求について」という冊子をご覧ください。

〇年〇月〇日付けで広島市農業委員会会長が行った農地法第18条第1項による農地の賃貸借に係る解約の申し入れの許可処分について、〇年〇月〇日付けで審査請求人から「処分を取り消す」との裁決を求める旨の審査請求が提起されました。

今後については、事務局で弁明書の案を作成し、10月の総会に諮った後に弁明書を提出したいと思っております。以上で報告を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

それでは、この件につきましては、10月5日の総会で諮った後に弁明書を提出することにします。

それでは、引き続き事務局より報告をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

それでは、配付資料の説明をさせていただきます。令和5年度第3回地区協議会について、28ページ、資料2をご覧ください。

すでに実施済みの地区もございますが、下の表のとおり、各地区開催いたします。今後開催される地区におかれましては日程、場所等確認をお願いいたします。

続きまして、令和5年9月の現地調査日程について説明いたします。29ページ、資料3をご覧ください。今月の受付締切日は9月15日金曜日です。19日火曜日の午前は旧市、午後は安芸区、20日水曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、21日木曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

続きまして、令和5年農業委員会の概要について説明いたします。令和4年度の実績などを基に改定しました。お手元にお配りしていますので、今後の業務の参考にしていただければと思います。なお、農地利用最適化推進委員には地区協議会などで配付予定です。その他、庁内関係機関、広島県就農支援課、広島県農業会議にも配付する予定です。

続きまして、みどりの募金についてです。毎年、農業委員会は、緑の募金に協力しております。本年度も引き続き、1人当たり1,000円の募金を親和会でまとめて行います。募金は、カープとサンフレッチェとのコラボグッズのピンバッチで、本日、募金資材として皆様にお配りしていますので、よろしく申し上げます。

続きまして、別紙でお配りしております農地法第3条許可申請及び3条の3の届出書への国籍記載についてです。農地法施行規則の一部が改正され、令和5年9月1日から施行されているものです。改正の目的としては、本年4月に成立した改正構造改革特別区域法の法人農地取得事業において、法人の役員等の国籍等を把握することとしたことや、外国人等による農地取得の実態を把握しようとするものです。この変更により、所有権移転に係る「農地法第3条の規定による許可申請書」、及び「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」へ国籍の記載が必要となります。日本国籍を有する者にあつては、「国籍日本」との記載が必要となり、外国籍の者にあつては国籍、在留資格等の記載が必要になります。また、国籍を証する確認資料として、日本国籍を有する者は本籍地が記載された住民票又は戸籍抄本の添付をすることになります。外国籍の者については、国籍、在留資格の種類が記載された住民票又は在留カード等を添付することになります。また、農地台帳へ農地所有者の国籍等を記録することとなりますが、農地台帳の公表項目に変更はなく、毎年行っている農地台帳調査の様式に変更はありません。この国籍に関する情報は、「外国法人等による農地取得に関する調査」の対象をこれまでは「申告書の氏名から外国人と類推される者」としていましたが、今後は「申告書記載の国籍」を基に報告するよう変更されるものです。なお、これらの記載による農地法第3条許可に係る農業委員会の実務に変更はありません。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

## 沼田委員

外国人の記載ということがありましたが、外国人を理由に何らかの規制がかかるのですか、かからないのですか。その辺も教えていただきたいのですが。

## 事務局（西村主事）

今までも、外国人の取得については、在留資格等で農地を取得できる、できない、入国管理法で農業に従事できるかどうかの観点も含めて審査をしておりました。従前からの取扱いの変更はなく、今後も在留資格において、具体的には、在留資格の農業が出来る主な理由として経営管理、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者、定住者が該当します。その規定に変更はありませんので、3条の許可申請の審査項目としては変わっておりません。

## 沼田委員

分かりました。在留資格や永住権があれば農地を取得出来るという判断で良いですか。

## 事務局（西村主事）

はい、そうです。

## 議 長

よろしいでしょうか。その他ございませんか。

(委員：意見なし)

## 議 長

ないようですので、終了します。次回の総会は、令和5年10月5日木曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## 鍛冶山会長職務代理者

皆さん、大変熱心な審議お疲れ様でした。まだ残暑厳しくなっておりますけど、暑さに負けないようご自愛いただきたいと思います。本日はお疲れ様でした。